

議案第 4 4 号

瑞穂町国民健康保険条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 4 年 9 月 3 日

提出者 瑞穂町長 石 塚 幸右衛門

(提案理由)

児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）の改正に伴い、条例を改正する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町国民健康保険条例等の一部を改正する条例

(瑞穂町国民健康保険条例の一部改正)

第 1 条 瑞穂町国民健康保険条例（昭和 4 0 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の 2 第 2 号中「第 6 条の 2 第 8 項」を「第 6 条の 3 第 8 項」に、「第 6 条の 3 第 1 項」を「第 6 条の 4 第 1 項」に改める。

(瑞穂町ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正)
第 2 条 瑞穂町ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（平成元年条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「第 6 条の 2 第 8 項」を「第 6 条の 3 第 8 項」に、「第 6 条の 3 第 1 項」を「第 6 条の 4 第 1 項」に改める。

第 3 条第 2 項第 3 号中「第 6 条の 2 第 8 項」を「第 6 条の 3 第 8 項」に、「第 6 条の 3 第 1 項」を「第 6 条の 4 第 1 項」に改め

る。

(瑞穂町乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部改正)

第3条 瑞穂町乳幼児の医療費の助成に関する条例（平成5年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第3号中「第6条の2第8項」を「第6条の3第8項」に、「第6条の3第1項」を「第6条の4第1項」に改める。

(瑞穂町義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部改正)

第4条 瑞穂町義務教育就学児の医療費の助成に関する条例（平成19年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第3号中「第6条の2第8項」を「第6条の3第8項」に、「第6条の3第1項」を「第6条の4第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の瑞穂町国民健康保険条例、瑞穂町ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例、瑞穂町乳幼児の医療費の助成に関する条例及び瑞穂町義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の規定は、平成24年4月1日から適用する。

第1条による改正

瑞穂町国民健康保険条例 新旧対照表

新	旧
<p>第1条から第4条 略 (被保険者としない者)</p> <p>第4条の2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設に入所している児童又は同法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは同法第6条の4第1項に規定する里親に委託されている児童であつて、民法(明治29年法律第89号)第877条第1項又は第2項に規定する扶養義務者のない者</p> <p>第5条から第20条 略</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行し、改正後の瑞穂町国民健康保険条例、瑞穂町ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例、瑞穂町乳幼児の医療費の助成に関する条例及び瑞穂町義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の規定は、平成24年4月1日から適用する。</u></p>	<p>第1条から第4条 略 (被保険者としない者)</p> <p>第4条の2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設に入所している児童又は同法第6条の2第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは同法第6条の3第1項に規定する里親に委託されている児童であつて、民法(明治29年法律第89号)第877条第1項又は第2項に規定する扶養義務者のない者</p> <p>第5条から第20条 略</p>

第2条による改正

瑞穂町ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p>第1条 略 (用語の定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 この条例において「養育者」とは、次の各号に掲げる児童を養育する(その児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。)者であって、父母、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業に従事している者又は同法第6条の4第1項に規定する里親以外の者をいう。</p> <p>(1)(2) 略</p> <p>4 略 (対象者)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1)(2) 略</p> <p>(3)児童福祉法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4第1項に規定する里親に委託されている者</p> <p>第4条から第11条 略</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行し、改正後の瑞穂町国民健康保険条例、瑞穂町ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例、瑞穂町乳幼児の医療費の助成に関する条例及び瑞穂町義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の規定は、平成24年4月1日から適用する。</u></p>	<p>第1条 略 (用語の定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 この条例において「養育者」とは、次の各号に掲げる児童を養育する(その児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。)者であって、父母、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2第8項に規定する小規模住居型児童養育事業に従事している者又は同法第6条の3第1項に規定する里親以外の者をいう。</p> <p>(1)(2) 略</p> <p>4 略 (対象者)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1)(2) 略</p> <p>(3)児童福祉法第6条の2第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の3第1項に規定する里親に委託されている者</p> <p>第4条から第11条 略</p>

第3条による改正

瑞穂町乳幼児の医療費の助成に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p>第1条及び第2条 略 (対象者) 第3条 略 2 略 (1)(2) 略 (3) <u>児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第8項</u>に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法<u>第6条の4第1項</u>に規定する里親に委託されている者 第4条から第11条 略</p> <p>附 則 <u>この条例は、公布の日から施行し、改正後の瑞穂町国民健康保険条例、瑞穂町ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例、瑞穂町乳幼児の医療費の助成に関する条例及び瑞穂町義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の規定は、平成24年4月1日から適用する。</u></p>	<p>第1条及び第2条 略 (対象者) 第3条 略 2 略 (1)(2) 略 (3) <u>児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2第8項</u>に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法<u>第6条の3第1項</u>に規定する里親に委託されている者 第4条から第11条 略</p>

第4条による改正

瑞穂町義務教育就学児の医療費の助成に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p>第1条及び第2条 略 (対象者) 第3条 略 2 略 (1)(2) 略 (3) <u>児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4第1項に規定する里親に委託されている者</u> 第4条から第12条 略 別表 略</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行し、改正後の瑞穂町国民健康保険条例、瑞穂町ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例、瑞穂町乳幼児の医療費の助成に関する条例及び瑞穂町義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の規定は、平成24年4月1日から適用する。</u></p>	<p>第1条及び第2条 略 (対象者) 第3条 略 2 略 (1)(2) 略 (3) <u>児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の3第1項に規定する里親に委託されている者</u> 第4条から第12条 略 別表 略</p>